HSBC インドネシア債券オープン (毎月決算型)

追加型投信/海外/債券

- ・本書(本投資信託説明書(交付目論見書))は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・以下の委託会社の<照会先>ホームページにて販売会社(当ファンドの購入の申込取扱場所、本書の提供場所) などの詳細情報をご確認いただけます。
 - ※投資信託説明書(請求目論見書)は、<照会先>ホームページにて閲覧・入手(ダウンロード)が可能です。
- ※本書には当ファンドの約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書) に掲載されています。

委託会社(ファンドの運用の指図を行う者です。)

HSBC投信株式会社:金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第308号 <照会先>

電話番号:03-3548-5690

(受付時間:委託会社の営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ:www.assetmanagement.hsbc.com/jp

受託会社(ファンドの信託財産の保管および管理を行う者です。)

みずほ信託銀行株式会社

投資信託説明書(交付目論見書) 2013年11月2日



- ▶ 本書により行う「HSBC インドネシア債券オープン(毎月決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年11月1日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成25年11月2日に生じています。
- ▶ 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)を請求された場合には、その旨をご自身で記録していただきますようお願い申し上げます。
- ▶ 当ファンドの商品内容について重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、当ファンドを購入された投資者(受益者)に対して事前に書面にて変更内容をお知らせし、ご意向を確認させていただきます。
- ▶ 投資信託(ファンド)の信託財産は、信託法に基づき、受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられています。
- ▶ 本書は、当ファンドを購入される投資者に、あらかじめご確認いただきたい重要な事項を記載しています。ご購入の際には、本書の内容を十分にお読みいただきますようお願い申し上げます。

商品分類および属性区分表

商品分類			属性区分				
単位型· 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券))	年12回 (毎月)	アジア	ファミリーファンド	なし

- ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
- ※商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

委託会社等の情報

· 名称:HSBC投信株式会社 · 設立年月日:1985年5月27日

· 資本金(本書作成時現在): 495百万円

・運用する投資信託財産の合計純資産総額(2013年8月末現在):655.074百万円

≪HSBCグループおよびHSBCグローバル・アセット・マネジメント≫

- ▶ HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングスplcは、英国に本部を置いています。 HSBCグループは、ヨーロッパ、アジア太平洋地域、アメリカ大陸、中東、アフリカにまたがる80の 国と地域に約6,600の拠点を擁する世界有数の金融グループです。その歴史は、1865年の 創業に遡ります。
- ▶ HSBCグローバル・アセット・マネジメントは、HSBCグループに属する資産運用会社の総称です。 ロンドン、パリ、ニューヨーク、サンパウロ、香港、シンガポール、ムンバイ(ボンベイ)、東京等、世界 約30の国と地域に拠点を有しています。HSBC投信株式会社は、HSBCグローバル・アセット・ マネジメントの一員です。
- ※上記は本書作成時現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

Step3

構築

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

「HSBC インドネシア債券マザーファンド」*¹への投資を通じて、主にインドネシア 共和国*2の債券等に投資することにより、安定したインカムゲインの確保とともに、 信託財産の中長期的な成長を目指します。

*1 以下、「マザーファンド」といいます。 *2 以下、「インドネシア」といいます。

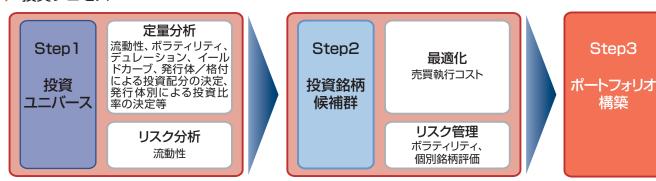
ファンドの特色

インドネシアの現地通貨建債券等に投資します。

- ▶ 主にインドネシアの政府、政府機関もしくは企業等が発行する現地通貨建債券に投資します。
- ▶ 現地通貨建以外の債券等にも投資を行うことがあります。
- ▶ 実質組入外貨建資産については、原則として為替へッジを行いません。

HSBCグローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッドが運用 を行います。

- ▶ 運用委託契約に基づいて、HSBCグローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッドに、マザー ファンドの運用の指図に関する権限を委託します。
 - ※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。
- ▶ 投資プロセス



▶ HSBCグローバル・アセット・マネジメントに加え、HSBCグループ内の情報ソースを活用します。

年12回の決算時に、分配方針に基づき、分配を行います。

決算日は、毎月7日(休業日の場合は翌営業日)です。

イメージ図

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

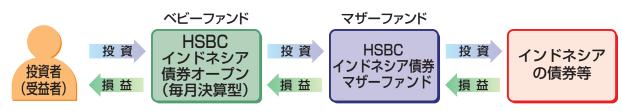
(注)上記は、将来の分配金の金額について示唆・保証するものではなく、分配を行わない場合もあります。

※分配方針の原則は、次頁に記載しております。

ファンドの仕組み

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者が投資した資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その 資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビー ファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。



(注)損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

主な投資制限

株式への投資

転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得した株式に限るものとし、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

- ▶ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の 全額とします。
- ▶ 分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- ▶ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- (注) 将来の分配金について保証するものではなく、分配を行わない場合もあります。
- ※分配金の受取方法により、分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。取扱いコースの有無および各コースの名称は販売会社により異なります。
- ※「一般コース」の分配金は、税引後、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社で支払いを開始します。「自動けいぞく 投資コース」の分配金は、税引後、決算日の基準価額で、無手数料で再投資されます。
- ※市況動向やファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

<追加的記載事項>収益分配金に関する留意事項

▶ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。

> 投資信託で分配金が 支払われるイメージ

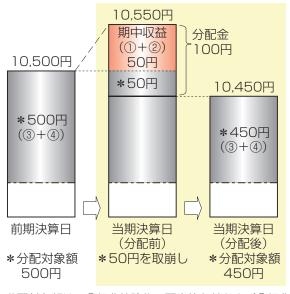


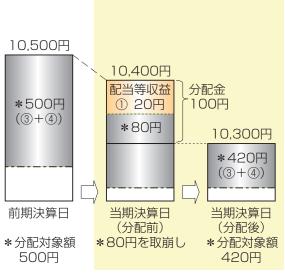
▶ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて 支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになり ます。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)

(前期決算日から基準価額が下落した場合)



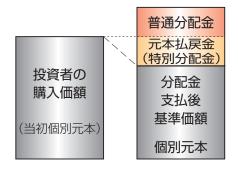


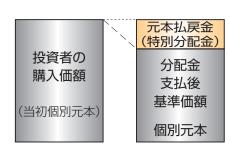
- (注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益 調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。
- ▶ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)





普通分配金:当初個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金:当初個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少

(特別分配金) します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

< 追加的記載事項 >

(%)

10

8

6

4

2

0

中国

期待される高い経済成長

▶ インドネシアは、近年、高い経済成長を遂げています。



出所: IMF World Economic Outlook Database (April 2013)のデータをもとにHSBC投信が作成

各国の実質GDP成長率の予想 (2014年~2015年) 2014年 2015年 6.4 6.4 6.2 6.6 4.0 4.1 3.8 3.7

出所: IMF World Economic Outlook Database (April 2013) のデータをもとにHSBC投信が作成

ブラジル

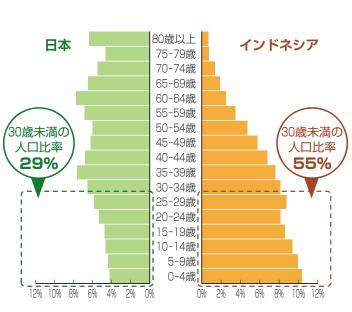
ロシア

日本

インドネシア インド

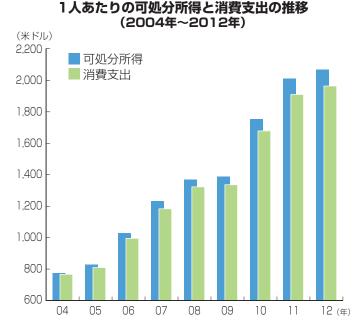
豊かな若年人口が内需成長の原動力に

- ▶ インドネシアは世界第4位の人口を有し、若年人口の比率が高いことから、長期的な労働力の供給のみならず消費市場の成長が期待されます。
- ▶ 近年の経済成長を背景に、所得水準が向上しており、個人の購買力が高まっています。



年齢別人口構成比(2010年)

出所: 国連 World Population Prospects: The 2012 RevisionのデータをもとにHSBC投信が作成

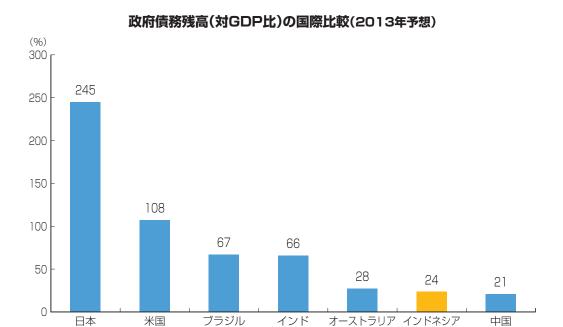


出所: Euromonitor InternationalのデータをもとにHSBC 投信が作成

※データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆、あるいは保証するものではありません。

信用力の改善

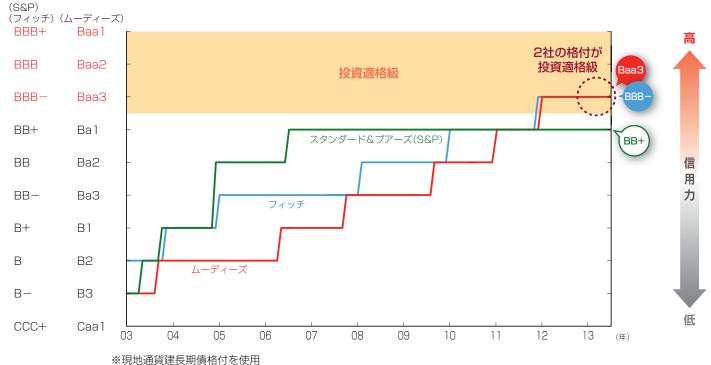
▶ 先進国や他の新興国と比較して、インドネシアの政府債務残高(対GDP比)は相対的に低い水準にあります。



※政府債務残高(対GDP比):国の経済規模に対する政府の債務の比率を表し、この比率が低いほど、財政が健全であると言えます。 出所:IMF World Economic Outlook Database (April 2013)のデータをもとにHSBC投信が作成

▶ 経済の成長や比較的良好な財政を背景に、インドネシアの格付は向上してきました。

格付の推移(2003年1月末~2013年7月末)



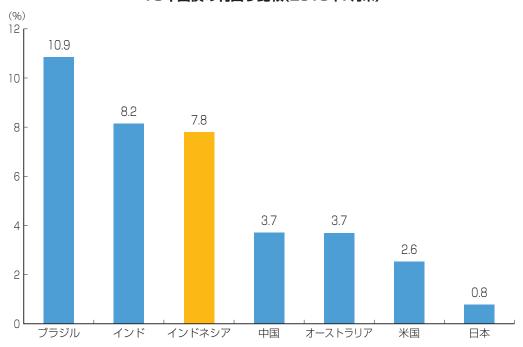
※現地通真建長期價格的を使用 出所:ブルームバーグ、ムーディーズのデータをもとにHSBC投信が作成

※データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆、あるいは保証するものではありません。

相対的に高い利回り水準

▶ インドネシアの10年国債利回りは、先進国や他の新興国に比べ、相対的に高い水準となっています。

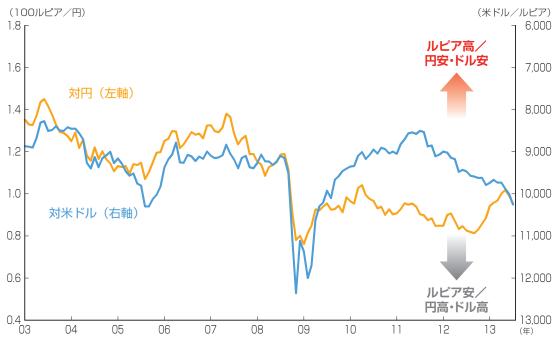
10年国債の利回り比較(2013年7月末)



出所:ブルームバーグのデータをもとにHSBC投信が作成

為替レートの推移

ルピアの推移(対円、対米ドル、2003年1月末~2013年7月末)



出所:ブルームバーグのデータをもとにHSBC投信が作成

2 投資リスク

投資信託は元本保証のない金融商品です。また、投資信託は預貯金とは異なることにご注意ください。 当ファンドは、主に値動きのある外国の有価証券を実質的な投資対象としますので、組入有価証券 の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さ まの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに 帰属します。

基準価額の変動要因

〈主な変動要因〉

金利変動リスク	債券価格は、市場金利の変動等の影響を受けます。一般的に、金利が上昇する と債券価格は下落します。なお、その価格変動は、債券の種類、償還までの残 存期間、発行条件等により異なります。
信用リスク	債券価格は、発行体の信用力の影響を受けます。債券等への投資を行う場合には、発行体のデフォルト(債務不履行)により投資資金が回収できなくなることや支払遅延等が発生する場合があります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響 を受けます。
流動性リスク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、投資方針に沿った運用が困難になることがあります。 新興国市場は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さく流動性が低いことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。
税制変更リスク	インドネシアの税制にしたがい、保有有価証券のインカム・ゲインとキャピタル・ゲインに対して課税されます。税制が変更された場合等には、基準価額が影響を受ける可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ▶ 当ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(クーリング・オフ)の適用はありません。
- ▶ 当ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入の投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- ▶ 他のベビーファンドが当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合、他のベビーファンドにおける資金変動等が当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

リスクの管理体制

運用リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用モニタリングマネジャー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に開催されるリスク管理委員会(運用拠点により呼称が変わることがあります。)において報告・審議され、組織的な対応が行われています。

[※]運用リスクの管理については、HSBCグローバル・アセット・マネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は本書作成時現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

3 運用実績

(2013年8月末現在) 基準価額:8,635円/純資産総額:339億円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。



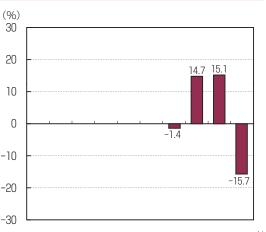
注:基準価額(1万口当たり)は信託報酬控除後のものです。分配金再投資基準価額(1万口当たり)は税引前分配金を再投資したものです。

② 分配の推移

決算期	分配金
第36期(2013年8月)	100円
第35期(2013年7月)	100円
第34期(2013年6月)	100円
第33期(2013年5月)	100円
第32期(2013年4月)	100円
直近1年間累計	1,020円
設定来累計	2,510円

注:分配金は1万口当たりの税引前の金額です。

④ 年間収益率の推移



2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 (年)

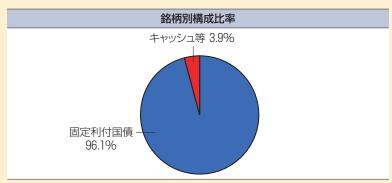
- 当ファンドはベンチマークを設けていません。
- ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出しています。
- 2010年は、設定日(8月26日)から年末までの騰落率です。
- ・2013年は、年初から8月末までの騰落率です。

③ 主要な資産の状況

(マザーファンドのデータを表示しています。)

銘柄名	債券種類	償還日	残存 期間(年)	最終 利回り	構成 比率
INDOGB 8.25	固定利付国債	2032/6/15	18.8	8.8%	8.0%
INDOGB 12.8	固定利付国債	2021/6/15	7.8	8.3%	6.9%
INDOGB 12.9	固定利付国債	2022/6/15	8.8	8.5%	6.9%
INDOGB 11	固定利付国債	2025/9/15	12.0	8.7%	6.7%
INDOGB 11	固定利付国債	2020/11/15	7.2	8.1%	6.4%
INDOGB 6.625	固定利付国債	2033/5/15	19.7	8.8%	6.0%
INDOGB 7	固定利付国債	2027/5/15	13.7	8.7%	4.8%
INDOGB 12	固定利付国債	2026/9/15	13.0	8.7%	4.6%
INDOGB 10.5	固定利付国債	2030/8/15	17.0	8.9%	4.5%
INDOGB 11.5	固定利付国債	2019/9/15	6.0	8.1%	4.5%
組入銘柄数					3

債券ポートフォリオの特性値平均残存期間11.5年平均デュレーション6.6年平均最終利回り8.2%



- 構成比率は未収利息等を考慮して計算しています。
- •表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※当ファンドにおけるマザーファンドの組入比率は100.11%です

4 手続·手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が個別に定める単位とします。		
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額		
購入代金	購入代金は、販売会社が個別に定める期日までに、販売会社に支払うものとします。 *購入代金とは、購入金額(購入価額×購入口数)に購入時手数料(税込)を加えた金額です。		
換金単位	販売会社が個別に定める単位とします。		
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額		
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目以降に販売会社でお支払いします。		
申込締切時間	原則として午後3時までとします。		
購入の申込期間	平成25年11月2日から平成26年10月31日まで (当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)		
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。		
購入・換金の申込受 付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金の申込受付の中止及び取消しを行う場合があります。		
信託期間	平成22年8月26日(信託設定日)から平成32年8月7日(償還日)まで		
繰上償還	ファンドの残存口数が30億口を下回った場合等には、信託を終了させる場合があります。		
決算日	毎月7日(休業日の場合は翌営業日)		
収益分配	年12回の決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、分配対象額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。分配金の受取方法により、分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。		
信託金の限度額 5,000 億円			
公告	日本経済新聞に掲載します。 ※平成25年11月25日以降、公告の方法は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ (www.assetmanagement.hsbc.com/jp)に掲載する方法に変更の予定です。		
運用報告書	毎年2月、8月の決算時及び償還時に委託会社が作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。		
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。原則として、収益分配金、換金時及び償還時の差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度*の適用対象です。(平成26年1月1日以降) *詳細は次頁の〈税金〉をご覧ください。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。		
申込受付不可日	日本国内の営業日であっても、香港、インドネシアの銀行休業日、インドネシアの証券取引所の休場日のいずれかに該当する場合には、購入及び換金の申込受付は行いません。		
その他	・基準価額(1万口当たり)は、翌日の日本経済新聞朝刊に「ネシア債毎月」の略称で掲載されます。 ・委託会社の判断により購入申込の受付を中止した場合等において、販売会社が定める 定時定額による受付を継続することがあります。		

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	購入時にご負担いただきます。 購入金額に、3.15%*(税抜3.00%)を上限として、販売会社が個別に定める率を乗 て得た額とします。 *消費税率が8%に引き上げられる場合は、3.24%になります。			
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <mark>0.30%</mark> の率を乗じて得た額(換金時)			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用(信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して、年1.6275%*(税抜年1.55%) *消費税率が8%に引き上げられる場合は、年1.674%になります。 運用管理費用は毎日計算され、毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。 (税抜年1.55%の内訳:委託会社0.80%、販売会社0.70%、受託会社0.05%) ※委託会社に対する運用管理費用には、運用委託先への報酬が含まれています。			
その他費用・手数料	ファンドの保有期間中、その都度ファンドから支払われます。 (1)有価証券売買委託手数料/外貨建資産の保管費用/信託財産に関する租税、信託事務処理に要する費用等 (2)振替制度に係る費用/法定書類の作成、印刷、交付及び届出に係る費用/監査報酬等 ((2)の項目については、純資産総額に対し上限年0.20%として毎日計算され、毎年2月及び8月に到来する計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。) ※その他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に上限額等を表記できません。			

※ファンドの費用の総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金(解約)時 及び償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%

- ※上記は、平成25年8月末現在のものです。平成26年1月1日以降の税率は20.315%となる予定です。
- ※少額投資非課税制度(愛称: [NISA(ニーサ)])をご利用の場合

NISAは、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得・譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- ※法人の場合は、上記とは異なります。
- ※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認される ことをお勧めします。